		(2)　事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、汽水湖、人為的な改変を受けていない自然海岸、自然湖岸又は河川の水際線が人工改変を受けていない河岸が存在するかどうかを予測する。 (3)　調査により確認された干潟に影響が及ぶかどうかを予測する。
五	風力発電所	
	［略］	

備考　表中の［　］は注記である。

四	風力発電所	
	［略］	

附　則

この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第十七号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第五十三号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第一項及び第三項（同条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項並びに第二十一条第二項の規定に基づき、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）	（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）
第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の五の項のイからカまでの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する事項であって、次に掲げる事項を含むものとする。	**第一条**　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の五の項のイからヲまでの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する事項であって、次に掲げる事項を含むものとする。
一～二　［略］	一～二　［略］
（第二種事業の届出）	（第二種事業の届出）
第十五条　令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ルからカまでの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書により行うものとする。	**第十五条**　令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ルからヲの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書により行うものとする。
（第二種事業の判定の基準）	（第二種事業の判定の基準）
第十六条　令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ルからカまでの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。	**第十六条**　令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ルからヲの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。
一～二　［略］	一～二　［略］